

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

令和3年4月13日 議会運営委員会資料
健康こども部子育て支援課



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

1 支給対象者

- (1) 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
 - ア 令和3年4月分の児童扶養手当受給者
 - イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

(2) (1) 以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

☞(2)は詳細が決まっていないため、決まり次第別途協議

※ 対象児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）

2 支給対象者数と支給対象児童数

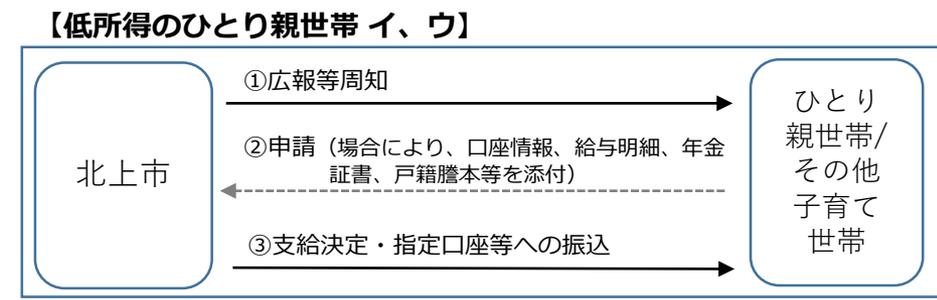
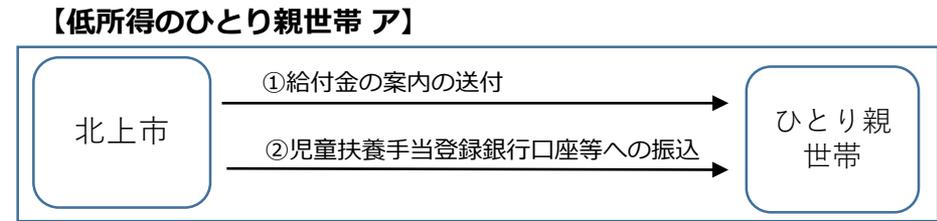
低所得のひとり親世帯	支給対象者数	支給対象児童数
ア 児童扶養手当受給者	707名	1,077名
イ 公的年金給付等受給者	15名	23名
ウ ア・イ以外の家計急変者	41名	63名

※数値は過年度の実績をもとに国が算出した数値

3 給付額

児童一人当たり一律5万円

4 事業スキーム



5 費用・市の財政負担

全額国庫負担（10/10）

【事務費】	1,190千円	【事業費合計】	59,340千円
【扶助費】	58,150千円		

6 支給予定日

(1) 低所得のひとり親世帯

ア 児童扶養手当受給者	5月11日（火）
イ 公的年金給付等受給者	●月から随時 (原則申請月の翌月)
ウ ア・イ以外の家計急変者	